

(平成22年2月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月から 34 年 2 月ごろまで
② 昭和 34 年 3 月ごろから 35 年 8 月ごろまで
③ 昭和 35 年 10 月 1 日から 36 年 2 月 1 日まで

昭和 33 年 3 月から 34 年 2 月ごろまで A 社 B 営業所に、同年 3 月ごろから 35 年 8 月ごろまで C 社に勤務していたのに、この間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

また、昭和 35 年 10 月から D 社に勤務していたのに、厚生年金保険の資格取得日が 36 年 2 月 1 日となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が提出した当時の写真により、申立人が A 社 B 営業所に勤務していたことはうかがえるものの、オンライン記録では、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

また、申立人が名前を覚えている営業所長及び同僚（1 人）についても、申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、当該営業所長及び同僚（1 人）は死亡しており、申立人の勤務実態や保険料控除の状況について確認できる関連資料や証言等を得ることができない。

申立期間②については、申立人が提出した当時の写真により、申立人が C 社に勤務していたことはうかがえるものの、同社は昭和 34 年 7 月 25 日に全喪しており、申立期間のうち、同年 7 月 25 日以降の期間については、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社では、昭和 32 年 10 月 2 日に従業員（1 人）が厚生年金保険の被保険者資格を取得した後、新たに被保険者資格を取得した者はいないことが確認できる。

さらに、申立人が名前を覚えている同僚（4 人）についても、C 社におけ

る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

申立期間③については、D社では、申立期間当時、6か月間の試用期間を設けていたとしており、当時の経理及び社会保険事務担当者は、「同社では、試用期間を経過した後に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていた時期があった。」と証言している。

また、申立人は、D社の営業所に採用されたとしており、申立人の同僚（1人）は、「営業所採用の社員は、4か月程度遅れて厚生年金保険に加入させると聞いたことがある。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月1日から44年1月28日まで

A市に新しくB社の店を開くので来てくれと言われ、開業から廃業まで勤務した。しかし、同社が厚生年金保険の適用事業所であった申立期間について、被保険者となっていないことに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容が具体的である上、元同僚の証言及びその厚生年金保険加入記録により、時期は特定できないが、申立人がB社に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、B社はすでに全喪し、当時の事業主や会計責任者も死亡していることから、申立人の当時の勤務状況や厚生年金保険への加入状況について確認することができない。

また、申立人は、申立期間のうち昭和42年11月から43年12月までの期間について、国民年金に任意加入し国民年金保険料も納付している上、時期は特定できないが、36年2月からC社に勤めていた夫の健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

さらに、申立人は、B社に勤務していた期間の記憶が明確でなく、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。